平成２３年（フ）第３７号
静岡市駿河区東新田４丁目１番１―206号、旧住所静岡市葵区大岩町５番21号　コーポサンフラワー102号
債務者　杉山　真治
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８０号
静岡市駿河区中村町60番地　須藤方、旧住所静岡市駿河区豊田１丁目２番20―601号
債務者　榮田　智裕
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０６号
静岡市清水区天神２丁目２番20号　グランディ天神Ｊ－３Ｃ
債務者　井出　礼子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０８号
静岡県焼津市小土648番地の３　芝山アパート
債務者　辻　　善之
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１６号
静岡市葵区松富１丁目１番10―103号
債務者　中澤　美紀
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３号
愛知県安城市城南町２丁目12番地２　メゾン杉浦302
債務者　鈴木加代子（旧姓後藤・牧田）
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
静岡市葵区水落町19番12―202号、旧住所静岡市葵区上足洗４丁目２番23号　トレフェン202号
債務者　廣井多栄子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１２号
栃木県栃木市泉川町669番地１　大協錦ハイツ205号
債務者　村井　康宏（旧姓井上・土屋）
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第８７号
川崎市多摩区栗谷３丁目４番３号　ウイステリヤハイツ205
債務者　塩　　佳世
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３７５号
神奈川県大和市下鶴間1800番地16　ディアコート103
債務者　湯川　美樹（旧姓瀬沼）
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３０号
神奈川県綾瀬市寺尾台１丁目８番６号　メゾネット内田６
債務者　阿部笑美子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３１号
横浜市緑区台村町610番地５　サンエクセレント106号
債務者　倍賞　和男
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７２号
岡山市南区浦安西町135番地24
債務者　小野　典子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６０号
岡山市南区泉田25番地15　フロイデ泉田203
債務者　平川　　勝
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８７９号
東京都江戸川区東瑞江１丁目32―１
債務者　内山　康弘
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

第明治三二十種五郵年三月三十一物認可日